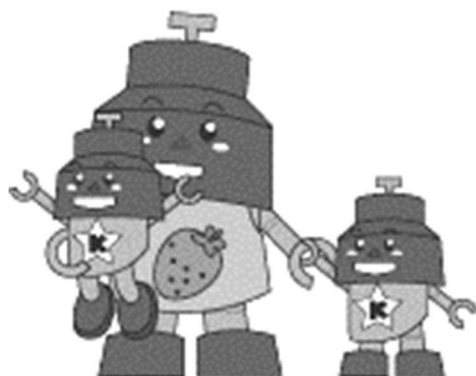


公立保育所のあり方に関する基本方針

(案)



令和 年 月

川口市子ども部

目次

1	はじめに（基本方針策定の目的）	1
2	本市における保育所の状況	3
3	公立保育所が果たしてきた今までの役割	6
4	子育てを取り巻く背景と取り組むべき課題	8
5	公立保育所の新たな役割	10
6	公立保育所の新たな位置づけ	12

1 はじめに（基本方針策定の目的）

本市の公立保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮し、養護及び教育を一体的に行ってきました。

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等により、保育所に求められる役割は大きくなっています。

また、「川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づく民間保育所の整備の推進に伴い、本市の保育行政に占める民間施設の割合は年々増加しており、公立保育所のみならず市全体の保育の質を上げていくことが求められています。

一方で、公設保育所の約56パーセントが築30年以上経過し、施設の老朽化が進行している中で、着実に施設の再整備を進めて行く必要があります。

この基本方針は、令和2年3月に策定された「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本市が直接運営を行っている公立保育所の再構築や新たな役割についての基本的な考え方を示すとともに、地域の子育て支援や民間保育所等との連携強化など、本市保育施策のさらなる推進を図ることを目的として策定します。

なお、本方針は、今後の国の政策や保育需要の変化、本方針の取り組み結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

参考

※公立保育所のあり方に関する基本方針に記載される保育所の用語について

- ①公立保育所：川口市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。
- ②民間保育所：民間事業者が運営する保育所で、民設民営保育所及び公設民営保育所を指します。

第4章総合的な施策の展開－重点項目

(2) 公立保育所のあり方の検討

【概要】

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等、保育所に求められる役割は大きくなっています。

また、民間保育所の整備の推進に伴い、本市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育の質の確保が急務となっています。

一方で、公立保育所において、施設の老朽化が進行している中で、着実に施設の再整備を進めていく必要があります。

そこで、公立保育所の再構築や、新たな役割についての基本的な考え方を整理するとともに、地域の子育て支援や民間保育所等との連携強化等、本市の保育施策における公立保育所の可能性について検討します。(本テーマにおける「公立保育所」とは、川口市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。)

子育て世代の育児不安の解消と養育力向上のための「子育て支援拠点としての役割」や、民間保育所等と連携し保育施設全体の保育の質の維持・向上を図る

「保育の質の充実に向けた地域の中心的役割」、将来の保育需要に対応した「保育需要の弾力的受け皿としての役割」、養育支援強化や障害児保育に取り組む

「セーフティネット機能の役割」等、公立保育所が新たに担うべき役割について検討します。

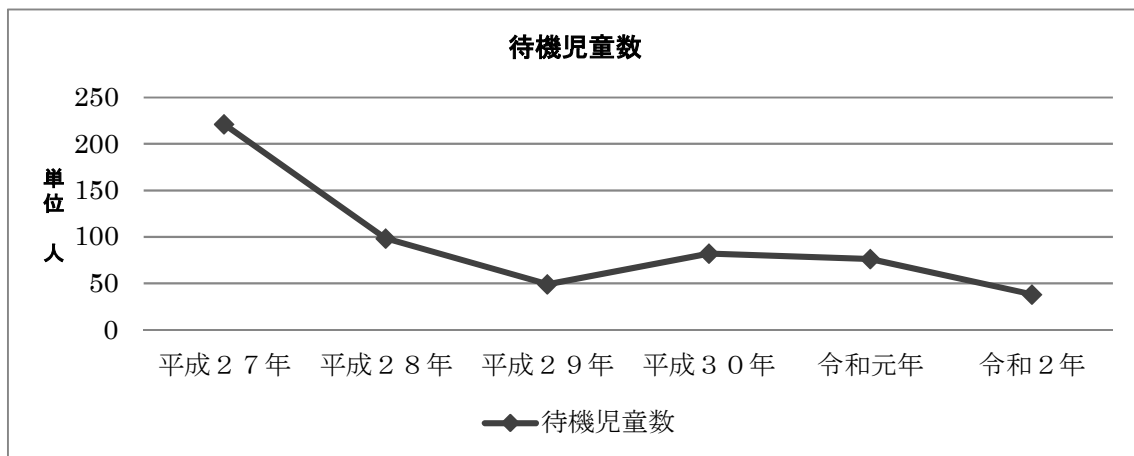
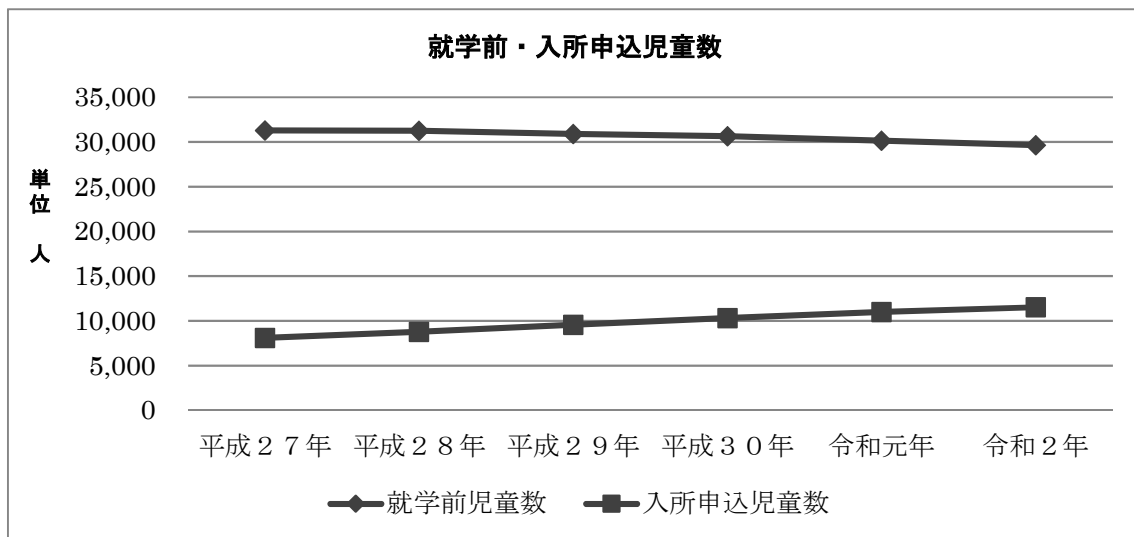
既存の公立保育所の中から、「新たな公立保育所の役割」を担っていく基幹となる保育所を選定し、強化していく機能や地域における施設の配置計画を検討します。その上で、機能に応じた施設の更新、改修等を進めます。

「新たな公立保育所」以外の公立保育所については、施設の立地条件、劣化状況、及び更新の必要性等を踏まえた上で、公設民営化や民設民営化等、民間活力の導入も視野に入れながら、今後のあり方について検討します。

2 本市における保育所の状況

(1) 児童数の推移

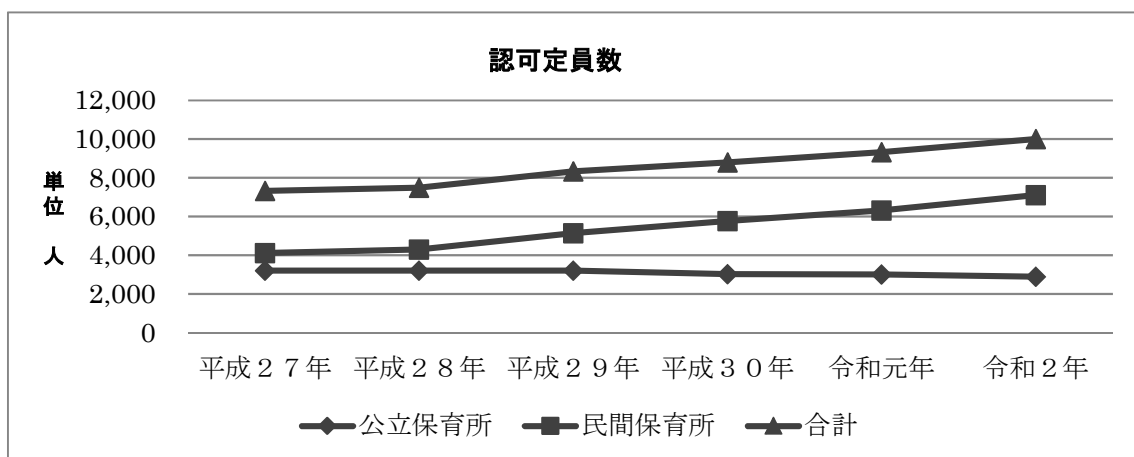
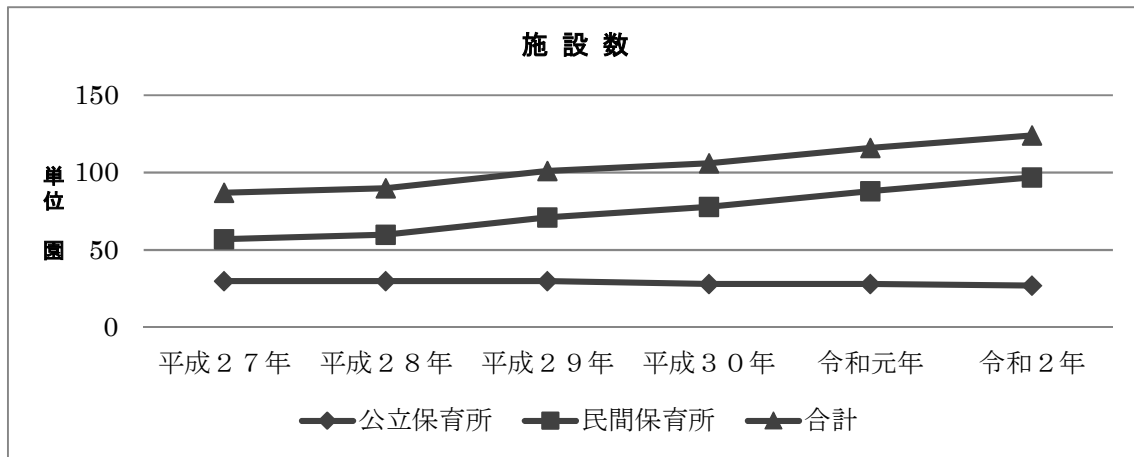
本市における就学前児童数は、わずかながら減少傾向ですが、入所申込児童数は年々増加しており、保育需要が高まっていることを示しています。



年(4月1日現在)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
就学前児童数	31,296	31,239	30,898	30,661	30,150	29,657
入所申込児童数	8,125	8,787	9,573	10,313	11,010	11,531
待機児童数	221	98	49	82	76	38

(2) 保育所整備の状況

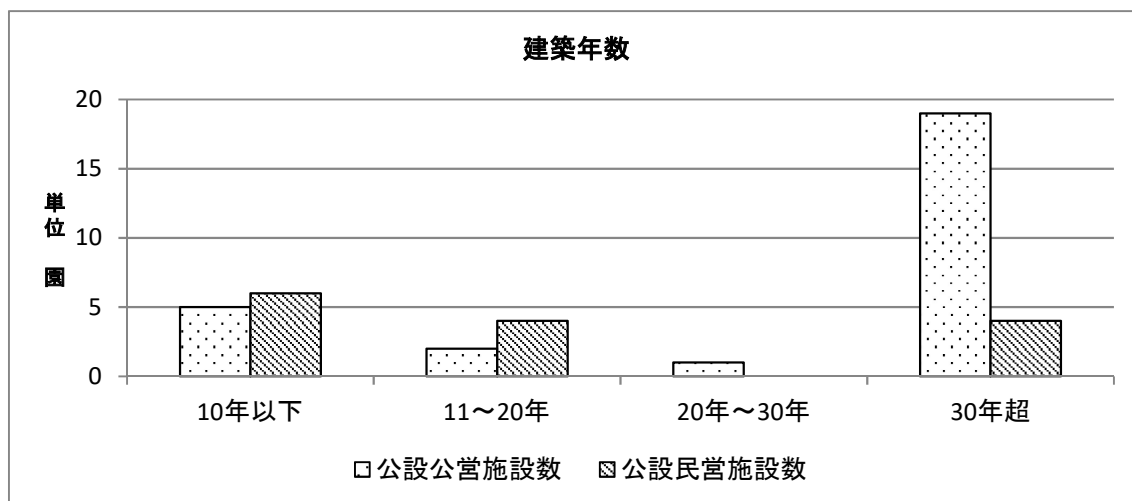
「川口市子ども・子育て支援事業計画」における提供体制確保の考え方に基づき、民間保育所を中心に保育所整備を進めています。



年(4月1日現在)		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
公立保育所	施設数	30	30	30	28	28	27
	認可定員数	3,206	3,206	3,206	3,022	3,016	2,893
民間保育所	施設数	57	60	71	78	88	97
	認可定員数	4,062	4,291	5,136	5,768	6,402	7,110
保育所合計	施設数	87	90	101	106	116	124
	認可定員数	7,268	7,497	8,342	8,790	9,418	10,003

(3) 保育所の老朽化状況

公設保育所の約56パーセントが建築してから30年を超える年数となっており、老朽化が進んでいます。



令和2年4月1日現在	10年以下	11~20年	20~30年	30年超	合計
公設公営施設数	5	2	1	19	27
公設民営施設数	6	4	0	4	14
施設数合計	11	6	1	23	41

(4) 公設公営保育所と民設民営保育所にかかる費用比較

整備費については、民設民営保育所を整備する場合、国の補助があります。一方、公設公営保育所を整備する場合には国の補助がないことから、整備にかかる費用が多くなります。

また、運営費については、公設公営保育所に対しては国、県の直接の負担がないことから、民設民営保育所と比較して1保育所にかかる費用が多くなっています。

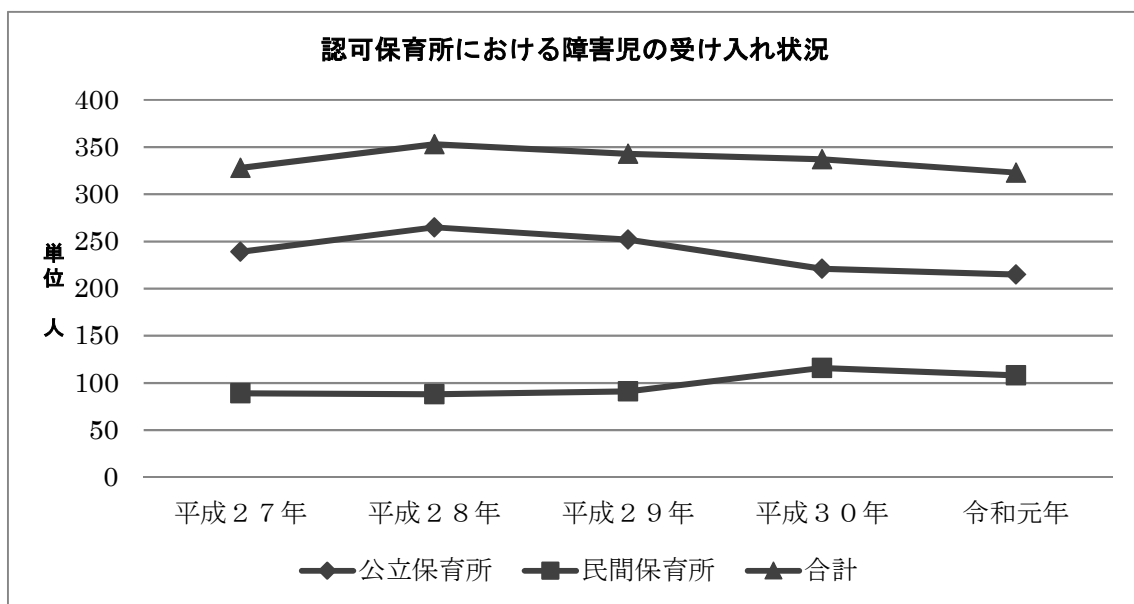
3 公立保育所が果たしてきた今までの役割

(1) 障害児保育

本市では、全ての認可保育所で障害児保育を実施しています。

公立保育所においては、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で健常児と生活・遊びをともにする統合保育を実践してきました。

また、在園中の障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、専門職員が保育所を訪問し、担当保育士に指導や助言を行うなど、個別の相談指導・援助を行うことで、より良い統合保育を実施しています。



受け入れ人数

年(4月1日現在)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
公立保育所	239	265	252	221	215
民間保育所	89	88	91	116	108
保育所合計	328	353	343	337	323

1施設数あたりの平均受け入れ人数

年(4月1日現在)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
公立保育所	8.0	8.8	8.4	7.9	7.7
民間保育所	1.6	1.5	1.3	1.5	1.2

(2) 一時預かり事業

本市では、令和2年4月1日現在、公立保育所、民間保育所合わせて15施設で一時預かり事業を実施しています。そのうち、公立保育所では南青木保育所、上青木西保育所、里保育所、南鳩ヶ谷保育所、戸塚西保育所の計5施設で実施しており、家庭での保育が一時的に困難となった児童の預かりを行っています。

(3) 地域の子育て支援

公立保育所及び民間保育所（一部保育所を除く）で親子ふれあい体験保育を実施しています。

また、公立保育所3施設（戸塚西保育所、南青木保育所、里保育所）において、子育てに悩む保護者のための育児相談のほか、子育て中の親子の交流の場としての園庭開放及び子育て支援イベントを実施しています。

4 子育てを取り巻く背景と取り組むべき課題

(1) 子育て支援の充実

核家族化の進展、共働き世帯の増加や働き方の変化などにより子育て経験の継承や子育て世代を支える環境の維持及び向上が難しくなっています。

子育てに対する孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることは、市としての重要な役割です。在宅子育て家庭の養育力を含めた地域の子育て力を向上させるため、公立保育所として、既存の子育て支援をさらに充実させるとともに、地域全体での子育て支援を充実させていく必要があります。

(2) 児童虐待や子どもの貧困などの社会的問題への対応

児童虐待対応においては、発生予防・早期発見・早期対応が重要であることから、公立保育所としての対応力を高め、関係部署・関係機関との協働・連携を強化していく必要があります。

また、子どもの貧困については、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、幼児期から望ましい生活習慣を習得するため、取り組みを進めていくことが求められています。

児童虐待や子どもの貧困は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、公的機関である公立保育所は、地域で活動する様々な主体と協働・連携して対応していく必要があります。

(3) 障害児等の保育ニーズへの対応

本市認可保育所における障害児保育の児童数は、近年ではわずかながら減少傾向ではありますが、依然として障害児保育への対応が求められています。

また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害児の受け入れなど、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

公立保育所として、関係機関と連携しながら、保育士の専門性を高める取り組みを構築し、民間保育施設へ普及させるとともに、特別な支援が必要な子どもが利用しやすい施設整備など、安全に障害児保育を行うための体制づくりが求められています。

参考

※医療的ケアについて

医療的ケアとは法律上に定義されている用語ではありませんが、在宅等で日常的に行われているたんの吸引や経管栄養等の行為を指します。

(4) 保育需要への対応と「保育の質」の向上

本市ではこれまで増加傾向にあった保育需要に対応するため、民間保育所の整備を進めてきました。一方で、保育の量の拡大を進めていく中であっても、市として保育の求められる水準を具体的に示しながら、公立保育所において実践することにより、地域全体の保育施設の「保育の質」の維持・向上を図る必要があります。

また、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」の「量の見込みと提供体制」において、将来的な保育の必要定員数に対して、3～5歳の定員数は余剰があり、0～2歳の定員数は不足があるものの、その数は減少していく見込みになっています。そのため、将来的な保育需要に応じた公立保育所のあり方が求められています。

5 公立保育所の新たな役割

(1) 子育て支援としての役割

子育て世代の育児不安の解消と養育力向上のため、地域の子育て支援を推進します。

- 子ども部や他部局で実施している事業（地域子育て支援拠点等）と連携をとり公立保育所における子育て支援機能を強化します。
- 地域の子育て関連施設・関係機関や関連団体（子育てサークル等）と積極的に連携をとり、地域の保育力の向上を図ります。

(2) セーフティネット機能の役割

養育支援強化や障害児保育に取り組み、保育のセーフティネットの機能を担います。

- 関係機関等からの要望や緊急時における医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要なかたの児童の受け入れ等に対応できるような体制を整えます。
- 障害児保育や医療的ケア児及び要保護児童世帯への支援を進めるとともに、公立保育所に蓄積した障害児保育の知識や支援が必要な家庭への援助方法等を民間保育所等と共有することで、障害のある子どもや要保護児童が安心して生活できる保育環境を整備します。
- 障害児や医療的ケア児の受け入れを行うため、また、多様化する障害児保育に対応するため、以下の点を検討します。
 - ・ 受入枠を設定し、枠数に応じた加配保育士を配置し保育体制を確保する。
 - ・ 状況により他クラスや他の民間保育所の応援など、臨機応変に動けるフリー保育士を配置する。
 - ・ 看護師等医療的知識をもった専門職を複数人配置する。
 - ・ バリアフリーに配慮した施設・設備を整備する。
 - ・ 障害児保育に関する研修の受講など、保育士のスキルアップを図る。

(3) 保育需要の弾力的受け皿としての役割

将来の保育需要に対応するため、弾力的に受け入れ体制を整えていきます。

- 「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」における一時預かり事業の利用意向調査結果を踏まえ、引き続き事業を実施するとともに、今後の需要に応じて公立での事業実施保育所の追加を検討します。
- 「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公立保育所の既存施設を活かした定員調整、または施設更新や改修に伴う定員再構成を検討します。

(「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」より抜粋)

○ 一時預かり（不定期に子どもを預ける事業）の利用実績は少ないものの、【就学前】の利用希望が6割であり、潜在的なニーズが考えられます。そのため、保護者のニーズを見極めつつ、適切な環境整備を検討する必要があります。

(4) 保育の質の充実に向けた地域の中心的役割

これまで公立保育所で蓄積した専門的な知識や経験を活かし、民間保育所等との連携・交流・支援の強化により保育施設全体の保育の質の維持・向上を図ります。

- 地区内で行う自主的な研修（障害児保育の研修等）を企画・統括し、実践研修や交流保育を民間保育所等と合同で実施することにより、相互の保育の質の向上、均一化を図ります。
- WEB会議等を活用した民間保育所との交流・支援について検討します。
- 公立保育所で実務経験を積んだベテラン保育士が民間保育所を巡回し、保育に係わる様々な問題に対し、助言・指導を行います。
- 新規開設時や、課題を抱えている民間保育所等に対し、公立保育所が助言・指導し、民間保育所等の適切な保育所運営をサポートします。

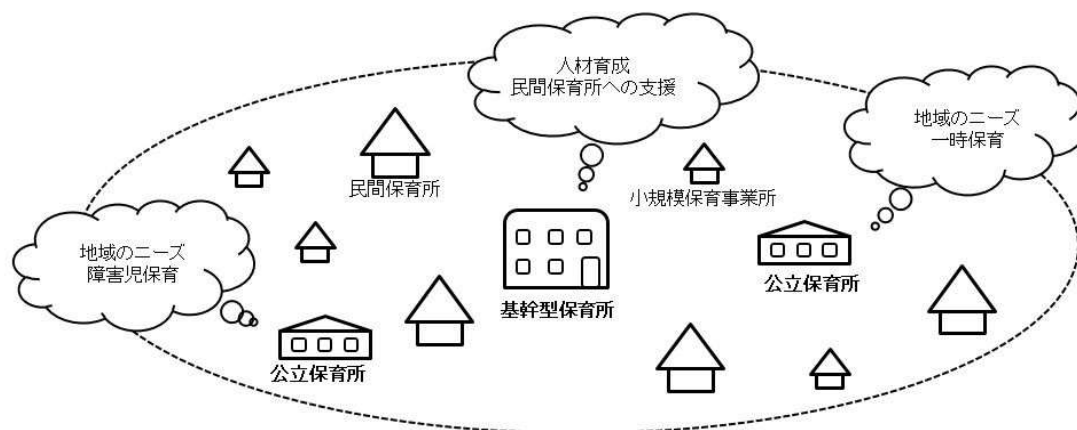
6 公立保育所の新たな位置づけ

(1) 「基幹型保育所」の整備

公立保育所については、「子育て支援としての役割」、「セーフティネット機能の役割」、「保育需要の弾力的受け皿としての役割」の強化を図ります。

また、新たな位置づけとして「保育の質の充実に向けた地域の中心的役割」を持つ保育所（以下、「基幹型保育所」という。）を「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に定める3つの提供区域ごとに整備します。

基幹型保育所は、地域の中心的役割を持つ保育所として、民間保育所等の研修機能を備え、民間保育所等との連絡調整を行います。地域ごとの施設長会議や合同研修を実施し、地域の保育施設の連携を強化します。



提供区域ごとの基幹型保育所数の見込み

	提供区域① 中央・横曽根・青木・芝	提供区域② 神根・安行・戸塚	提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷
公立保育所数	14	4	9
うち基幹型保育所数	3	1	2

(2) 施設の維持管理及び更新

川口市公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中で、施設更新が必要とされた施設については、機能に応じた施設の更新計画を策定します。大規模改修等により長寿命化を図るとされた施設については、大規模改修と併せ、機能に応じた施設の強化を実施します。

(3) 再構築の方法

次のステップにより、公立保育所の再構築を進めます。

- ① 公立保育所の役割の強化及び基幹型保育所の整備を進めます。
- ② 保育需要の弾力的受け皿として、公立保育所の定員調整を行います。
- ③ 施設の更新と併せて、地域の需要を勘案しつつ、公立保育所の再編統合や公設民営化等による民間活力の導入を進めていきます。